

伊賀市地域包括支援センター運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、伊賀市が開設する伊賀市地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の22に規定する指定介護予防支援の事業及び第115条の45第1項第1号に規定する介護予防ケアマネジメント事業（以下「指定介護予防支援事業等」という。）の適正な運営を図るために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの職員（以下「職員」という。）が、要支援状態又は要支援状態になるおそれのある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 職員は、利用者の心身の特性を踏まえ、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮して介護予防支援を提供する。

2 職員は、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して介護予防支援を提供する。

3 職員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に介護予防支援を提供する。

4 指定介護予防支援事業等の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 指定介護予防支援事業等の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、事業所及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

（センターの名称等）

第3条 指定介護予防支援事業等を行うセンターの名称及び所在地は、別表1のとおりとする。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務等の内容は、別表2のとおりとする。

（開所日及び開所時間）

第5条 センターの開所日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

2 センターの開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

（指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等）

第6条 指定介護予防の提供方法及び内容は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第29条から第31条の規定に従って実施する。

2 指定介護予防支援の提供に係る利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

3 利用者の相談を受ける場所は、第3条に規定するセンター又は利用者の自宅等とする。

4 職員は、介護予防ケアプランの内容を利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

5 介護予防ケアプランを作成した際には、当該介護予防ケアプランを利用者及び指定介護予防サービス等の担当者へ交付する。

（サービス担当者会議）

第6条の2 サービス担当者会議の開催場所は、原則として利用者の自宅とする。

2 職員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に意見を求めることができる。なお、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対して照会等により意見を求めるものとする。

（訪問頻度）

第6条の3 職員による居宅訪問をする時期は、次のとおりとする。

（1）提供開始月

（2）提供開始月の翌月から起算して3ヶ月に1回

（3）サービスの評価期間が終了する月

（4）利用者の状況に著しい変化があったとき

2 利用者の居宅を訪問しない月は、可能な限り、サービス事業所を訪問する方法により利用者に面接するよう努める。ただし、当該面接ができない場合にあっては、電話等により代替することができる。

3 モニタリングの結果記録は、少なくとも1ヶ月に1回とする。

（領収書等の発行）

第6条の4 提供した指定介護予防支援について、法定代理受領以外の利用料の支払いを受けた場合、領収書及び指定介護予防支援提供証明書を交付する。

（事業の実施地域）

第7条 指定介護予防支援事業等の実施地域は、伊賀市全域とする。ただし、管理者が必要と認める場合は、実施地域を拡大することができる。

（委託に係る留意事項）

第8条 センターは、指定介護予防支援事業等の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合、適切かつ効率的に指定介護予防支援事業等が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

（センター業務の内容）

第8条の2 センターは、指定介護予防支援事業等のほかに法に規定する以下の業務を行う。

(1) 包括的支援事業

ア 法第115条の45第2項第1号に規定する総合相談支援業務

イ 同項第2号に規定する権利擁護業務

ウ 同項第3号に規定する包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

エ 同条第2項第6号に規定する認知症総合支援事業

オ 法第115条の48第1項及び第2項に規定する地域ケア会議推進事業

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

ア 法第115条の45第1項第1号に規定する介護予防・生活支援サービス業務

イ 同項第2号に規定する一般介護予防事業

(3) その他、市独自又は厚生労働省令で定める事業

（虐待防止に関する措置）

第9条 センターは、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待（以下「虐待」という。）を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための指針を整備すること。

(2) 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知すること。

(3) 虐待防止のため職員への研修を定期的かつ計画的に行うこと。

2 管理者は、前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置かなければならない。

（事故発生時の対応）

第10条 職員は、指定介護予防支援事業等により事故が発生した場合には、速

やかに伊賀市（以下「市」という。）、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（苦情処理等）

第 11 条 センターは、提供した介護予防支援又は計画に位置付けた介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情担当者を置かなければならない。

2 苦情担当者は、調査を実施した上で、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

3 センターは、自ら提供した介護予防支援に関し、介護保険法第 23 条の規定により市が行う文書及びその他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じなければならない。

4 センターは、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導及び助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 センターは、自ら提供した介護予防支援に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導及び助言を受けた場合は、当該指導及び助言に従って必要な改善を行うものとする。

（ハラスメント防止）

第 12 条 センターは、適切な介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 13 条 センターは、感染症や災害が発生した場合にあっても、指定介護予防支援の提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 業務継続計画を策定すること。

(2) 当該業務継続計画に従い、介護支援専門員その他従業者に対して必要な研修及び訓練を実施すること。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第 14 条 センターは、事業所内外での感染症の発生及びまん延防止のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 感染症の発生及びまん延防止のための指針を定めること。

- (2) 感染症の発生及びまん延防止を啓発・普及するための研修や訓練の実施を定期的に行い、知識・技術の向上に努めること。
- (3) 感染症の発生及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底すること。

(研修の実施)

第 15 条 センターは、職員の資質向上を図るための研修を適宜実施するものとする。

(個人情報の保護)

第 16 条 職員は、業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に従い、利用者又はその家族の個人情報の保護に万全を期すものとし、正当な理由なくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

別表 1

名称	所在地
伊賀市地域包括支援センター	伊賀市四十九町 3 1 8 4 番地
東部サテライト	伊賀市新堂 3 1 3 番地 1
南部サテライト	伊賀市阿保 1 5 1 番地 1

別表 2

職種	員数	常勤区分	職務
管理者	1 名	常勤	センター職員の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。
主任介護支援専門員	5 名以上	常勤	指定介護予防支援事業等及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の提供に当たる。
介護支援専門員又は社会福祉士	15 名以上	非常勤	指定介護予防支援事業等の提供に当たる。
社会福祉士	5 名以上	常勤又は非常勤	総合相談支援業務及び権利擁護業務の提供に当たる。
保健師	7 人以上	常勤又は非常勤	認知症総合支援事業及び一般介護予防事業等の提供に当たる。
事務職員	2 名以上	常勤	事業の実施に必要な事務を行う。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 31 年 1 月 4 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 7 月 10 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 3 月 22 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 5 年 11 月 6 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 7 月 3 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 7 年 2 月 7 日から施行する。
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。